



7月

(文月) JULY
15日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	.	.	.

● ワンポイント ふるさと納税の見直し ●

ふるさと納税における、寄附を得るための自治体間のいきすぎた「返礼品競争」を是正し、制度の健全な発展に向けて、今年6月以後の寄附から、総務大臣が指定した自治体への寄附のみがふるさと納税の対象とされています。返礼品は、寄附額に対する還元率3割以下で、地場産品とされました。

山原治

行政書士
社会保険労務士
理学療法士

事務所

税経労務通信

編集発行人
 税理士 山原治
 社会保険労務士
 行政書士
 〒910-0003 福井市松本4-2-4
 加藤ビル2F
 TEL 0776(21)2470(代)
 FAX 0776(24)3311
 URL <http://www.yamahara-office.jp>
 E-mail info@yamahara-office.jp

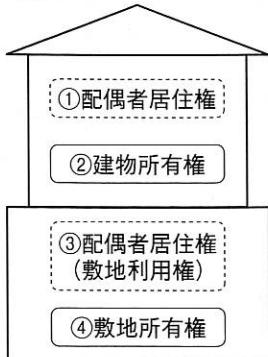
サルスベリ

7月の税務と労務

- 国 税／6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税／納期の特例を受けた源泉所得税(1月～6月分)の納付 7月10日
- 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月16日
- 国 税／所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税／5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税／8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 7月31日
- 地方税／固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労務／労働保険料(概算・確定)申告書の提出・(全期・1期分)の納付 7月10日
- 労務／障害者・高齢者雇用状況報告 7月16日
- 労務／労働者死傷病報告(4月～6月分) 7月31日

民法(相続法) 改正に伴う 税制上の規定の整備

図表1



昨年七月の民法(相続法)の改正に伴い、平成三十一年度税制改正で税制上の取り扱いが整備されました。

今回は、相続法改正の中で税務に影響の強い新たに創設された「配偶者居住権」について、平成三十一年度税制改正で税制上の取り扱いが整備されました。

(1) 2 ポイント 民法改正の背景

民法(相続法)について、昭和五十五年に配偶者の法定相続分の引き上げ等が行われて以降、目立った改正はありませんでしたが、高齢化社会のさらなる進展により、残された高齢配偶者の生活保障の必要性が高まつたことから、約四十年ぶりに大きく改正さ

れました。

配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、配偶者は、遺産分割において配偶者居住権を取得するこ

とにより、終身又は一定期間、その建物に無償で居住することができます。

適用開始日は、令和二年四月一日となっています。

一 配偶者居住権の取扱い

1 配偶者居住権の概要

- ・・・配偶者
- ・・・所有権を取得した人
- ・・・配偶者
- ・・・所有権を取得した人

た「配偶者居住権」と「特別寄与料」の二つの制度の要点等を以下、説明します。

れました。

具体的には、残された配偶者は住み慣れた自宅に住み続

けたいと希望するケースが多いこと、配偶者が高齢の場合

は、引っ越しの負担も大きい

ため相続発生後すぐの転居は困難であること等から今回の改正が行われています。

経済面からは、改正前は評価額が高い居住用不動産を配偶者が相続すると、他の相続

人とのバランスからそれ以外の財産(金融資産等)を配偶者は十分に取得できず、老後

した事態を避けるため、居住用建物を使用収益することが

できる権利として「配偶者居住権」が創設されました。配偶者居住権は居住用不動産の所有権に比べ評価額が圧縮され

るために、配偶者は老後の生

活資金をより多く取得できるようになります。

配偶者居住権は譲渡できません。

配偶者居住権は譲渡できません。

2 配偶者短期居住権

(3) 第三者対抗要件

配偶者居住権は登記しなければ、第三者に対抗できません。

設定登記には登録免許税(税額は、建物の固定資産税評価額の千分の二)が課されます。

配偶者居住権は登記しなければ、第三者に対抗できません。

(4) 配偶者短期居住権

相続開始時に被相続人の自宅に無償で住んでいた配偶者は、遺産分割によりその建物の所有者が決まるまでの間ま

たは相続開始から六ヶ月間のいずれか遅い時期まで、すな

わち少なくとも六ヶ月間は被相続人の意思にかかりわらず、

引き続き自宅に無償で居住する権利(配偶者短期居住権)が認められます。

配偶者居住権と配偶者短期居住権の課税関係

配偶者居住権は、相続税の課税対象とされるのに對し、「配偶者短期居住権」は財産価値

(2) ポイント 民法改正の背景

民法(相続法)については、昭和五十五年に配偶者の法定相続分の引き上げ等が行われて以降、目立った改正はありませんでしたが、高齢化社会のさらなる進展により、残された高齢配偶者の生活保障の必要性が高まつたことから、約四十年ぶりに大きく改正さ

れました。

配偶者居住権は譲渡できません。

配偶者居住権は譲渡できません。

配偶者居住権は譲渡できません。

配偶者居住権は譲渡できません。

図表2 配偶者居住権がある場合の個々の相続税評価額

〈建物〉
①配偶者居住権の相続税評価額
$\text{建物の相続税評価額} - \text{建物の相続税評価額} \times \frac{\text{残存耐用年数}^{(※1)} - \text{存続年数}^{(※2)}}{\text{残存耐用年数}^{(※1)}} \times \frac{(\text{※3})}{\text{存続年数}^{(※2)} \text{に応じた民法の法定利率}^{(※4)} \text{による複利現価率}}$
②配偶者居住権が設定された建物（居住建物）の所有権の相続税評価額
建物の相続税評価額 - 配偶者居住権の相続税評価額（上記①）
〈土地〉
③配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利（敷地利用権）の相続税評価額
$\text{土地等の相続税評価額} - \text{土地等の相続税評価額} \times \frac{\text{存続年数}^{(※2)} \text{に応じた民法の法定利率}^{(※4)} \text{による複利現価率}}{\text{存続年数}^{(※2)} \text{に応じた民法の法定利率}^{(※4)} \text{による複利現価率}}$
④居住建物の敷地の所有権等の相続税評価額
土地等の相続税評価額 - 敷地利用権の相続税評価額（上記③）

(※1) 残存耐用年数=法定耐用年数（住宅用）×1.5-築年数

(※2) 存続年数はアまたはイの年数とする

ア 配偶者居住権の存続期間が終身である場合は配偶者の平均余命年数

イ 上記ア以外の場合は遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数（配偶者の平均余命年数を上限とする）

(※3) 「残存耐用年数」または「残存耐用年数-存続年数」が0以下となる場合には0とする

(※4) 民法の法定利率は令和2年4月1日より3%となり、その後3年ごとに見直される

(2)	(1) 2 一日からです。	1 特別寄与料の概要	二 特別寄与料制度の創設	(6) 象外となります。
相続税の課税額から控除され 特別寄与料を支払う相続人	民法改正により設けられた 特別寄与者	相続人以外の被相続人の親族 が無償で被相続人の療養介護等 を行った場合には、相続人に対 して金銭の請求ができるようにな りました。 適用開始日は、令和元年七月	民法改正に伴い、配偶者居 住権の評価方法が図表2のよ うに定められています。	民法改正に伴い、配偶者居 住権の評価方法が図表2のよ うに定められています。
(2)	(1) 実務的留意点	3 特別寄与料の概要	(4) 特別寄与料が確定しない場 合	(3) 特別寄与料が確定しない場 合
相続税の課税額から控除され 特別寄与料を支払う相続人	民法改正により特別寄与者の 介護等の労が報われることにな りますが、一方で、特別寄与者 から特別寄与料を請求すること はなかなか難しいと思われます。 そこで、現実的な対策として は、次のような形が考えられま す。	民法改正により特別寄与者の 介護等の労が報われることにな りますが、一方で、特別寄与者 から特別寄与料を請求すること はなかなか難しいと思われます。 そこで、現実的な対策として は、次のような形が考えられま す。	相続税の申告期限までに支 払いを受けるべき特別寄与料 の額が確定しない場合には、支 払の額が確定しない場合には、 確定後四か月以内に限り更正 の請求をすることができます。 新たに相続税の納税義務が 生じる者	相続税の申告期限までに支 払いを受けるべき特別寄与料 の額が確定しない場合には、支 払の額が確定しない場合には、 確定後四か月以内に限り更正 の請求をすることができます。 新たに相続税の納税義務が 生じる者

法人税における仮想通貨の評価方法等の見直し

平成31年度税制改正において、法人が期末に保有する仮想通貨の評価方法及び仮想通貨を譲渡した場合の譲渡損益の算出方法等が、次のように整備されました。

(1) 仮想通貨の譲渡損益

法人が仮想通貨の譲渡をした場合の譲渡損益は、一定の場合を除き、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとなります。仮想通貨の譲渡原価は移動平均法又は総平均法による原価法で算出し、法定算出方法は移動平均法による原価法となります。

(2) 仮想通貨の評価損益

法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち活発な市場が存在する仮想通貨の評価額は時価法により評価した金額とし、

その評価益又は評価損をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとなります。なお、活発な市場が存在しない仮想通貨については、原価法により評価することとなります。

(3) 仮想通貨信用取引に関する損益

法人が事業年度末に有する未決済の仮想通貨信用取引は、事業年度末に決済したものとみなして計算した利益の額又は損失の額に相当する金額をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入します。

これらの改正は、平成31年(2019年)4月1日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用されます。ただし、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、その有する仮想通貨及び未決済の仮想通貨信用取引につき確定した決算において評価益又は評価損を収益又は損失として経理していない場合等には、上記(2)及び(3)を適用しないことができる等の経過措置が設けられています。

譲渡所得 過去に居住していたマイホームを売ったとき

マイホーム(居住用財産)を売ったときは、所有期間の長短に関係なく譲渡所得から最高3,000万円まで控除できる特例があります(居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例)。

この特例は、現に自分の住んでいるマイホームを売ることが、適用を受けるための要件の1つになっています。

しかし、過去に住んでいたマイホームを売った場合であっても、次の2つのいずれにも当てはまるときで、他の要件を満たすときは、この特例を受けることができます。

(1) 売った家屋は自分が所有者として住んでいたものであること。

(2) 自分が住まなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までにその家屋を売ること。

この期間を過ぎてから売った場合には、この特例を受けることはできません。

飲食店で、食事を提供するほか、缶飲料やペットボトル飲料をコップに入れず、缶やペットボトルのまま提供することがあります。このような場合に、これらの中の提供した飲料は軽減税率の適用対象となるのでしょうか？

この点、軽減税率の適用対象とはならない「食事の提供」とは、この点、軽減税率の適用対象とはなりません。

**消費税軽減税率制度
飲食店で提供する缶・ペットボトル飲料**